

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議長 溝田 康人

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会規則第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第98条」を「第97条の2—第98条」に改める。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第3条中「同様」を「また同様」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項中「議長が必要があると認めるとき、又は議会の議決により」を「議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条第1項中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第17条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第24条中「、議場」を「議場」に改める。

第27条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第29条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第41条第1項、第43条第1項及び第46条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条中「第47条（質疑の回数）」を「第47条」に、「第51条（質疑又は討論の終結）」を「第51条」に改める。

第59条中「、議場」を「議場」に改める。

第62条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（記名投票）

第62条の2 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は白票を、問題を否とする者は青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第62条の3 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第63条中「第25条（議場の出入口封鎖）」を「第25条」に、「第26条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「第26条」に、「第27条（投票）」を「第27条」に、「第28条（投票の終了）」を「第28条」に、「第29条（開票及び投票の効力）」を「第29条第1項から第3項まで」に、「第30条（選挙結果の報告）第1項」を「第30条第1項」に、「第31条（選挙関係書類の保存）」を「第31条」に改める。

第66条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第67条第2項中「による速記又は録音したテープ等の反訳」を「その他議長が適当と認める方法」に改める。

第68条中「、印刷して」を削る。

第69条中「第56条（発言の取消し又は訂正）」を「第56条」に改める。

第72条の次に次の2条を加える。

（欠席の届出）

第72条の2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（会議中の委員会の禁止）

第72条の3 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

第73条に次の1項を加える。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

第73条の次に次の2条を加える。

(定足数に関する措置)

第73条の2 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(出席委員に関する措置)

第73条の3 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法で委員会に出席している委員を含む。

第75条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に、同条第4項中「承認」を「許可」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第75条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第84条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第89条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第91条中「すべて」を「全て」に改める。

第92条第2項中「第40条（秘密の保持）第2項」を「第40条第2項」に改める。

第8章中第98条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第97条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第18条、第57条、第68条及び第76条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第97条の3 この規則の規定（第26条第1項（第63条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定め

るところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条の3、第97条の2及び第97条の3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。